

東日本大震災の復興支援に関する意見書

3月11日に発生した東日本大震災による被災者は、今なお不自由な避難生活を余儀なくされている。一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められており、この本格的な復興は、被災地のみならず、日本経済全体の復興を意味することとなる。

我が国全体が非常事態である今、政府が迅速に復興に向けた大規模な予算を編成し、執行していくことは、被災者に安心を与え、自治体が躊躇なく的確な事業を実施することにつながる。したがって、一刻も早く補正予算を編成し、本格的な復興に向けた力強いメッセージを内外に発信することは、日本全体に影響を及ぼす経済的打撃を克服し、国際的信頼を取り戻すための国に課せられた重大な使命と考える。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、今般の未曾有の大災害から一刻も早い復興を実現するため、補正予算を編成し、早期成立を図るとともに、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 震災復興に向け、住民の意向を踏まえた総合的な復興ビジョンを速やかに策定すること。
- 2 一元的かつ総合的な機関を設置し、既存制度の枠組みを越える対策を実施すること。
- 3 避難所の実態把握と環境改善、仮設住宅の十分な建設、在宅被災者の生活支援等万全の体制を確立すること。
- 4 住民や事業者の生活基盤を回復するための公的支援を行うこと。
- 5 義援金の2次配分を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年6月30日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国家戦略担当大臣

} あて